

鹿児島県インターンシップ等補助金交付要綱

(目的)

第1条 本県職員採用試験受験者層の裾野拡大や多様な人材の確保を図るため、県外大学生等がインターンシップ等に参加するために、県外の住所地と県内実習先の間を移動する経費について、県外大学生等に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、鹿児島県補助金等交付規則（昭和63年鹿児島県規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、それぞれ以下の各号に定めるとおりとする。

- (1) 県外大学生等 鹿児島県外に存する大学（大学に置く大学院を含む。）、短期大学、高等専門学校及び専修学校等の学生であって、県外に在住する者をいう。
- (2) インターンシップ等 県が開催する大学生等を対象にしたインターンシップや業務説明会、職場見学会等をいう。

(補助金の交付の対象者)

第3条 この要綱に基づき「鹿児島県インターンシップ等補助金」の交付申請をすることができる者（以下「補助対象者」という。）は、別表1に定めるとおりとする。ただし、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団に関与する者は補助対象外とする。

(交付基準)

第4条 この補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の交付額等は、別表2に定めるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第5条 規則第3条の補助金等交付申請書及び規則第16条第1項の補助金等交付請求書は、補助金交付申請書兼請求書（別記第1号様式）によるものとする。

- 2 補助対象者が行う、規則第3条の規定による申請及び規則第16条第1項の規定による請求は、別表3に定めるとおりとする。
- 3 前号の申請期限は知事が別に定める日とし、その提出部数は1部とする。

(補助金の交付の決定及び確定の通知)

第6条 知事は、補助金交付申請書兼請求書を受理した場合は、規則第4条及び第14条の規定に基づき補助金の交付の決定及び交付額の確定を行うものとし、補助金交付決定及び確定通知書（別記第2号様式）により通知するものとする。

(補助金の交付)

第7条 知事は、前条に規定する補助金の交付の決定及び額の確定を受けた者に対し、補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第8条 知事は、補助金の交付決定を受けた者又は交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

- (1) 規則及びこの補助金交付要綱の規定に違反したとき。
- (2) 不正又は虚偽の申請により、補助金の交付決定を受けたとき。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年6月15日から施行し、令和8年6月15日から適用する。

別表1 補助対象者

以下の全てに該当する者
ア 鹿児島県外に存する大学（大学に置く大学院を含む。）、短期大学、高等専門学校及び専修学校等の学生
イ 県外に在住する者
ウ 県のインターンシップ等に参加する者
エ 県外の住所地からインターンシップ等開催地又は実家や親戚宅、宿泊施設等までの往路の交通費が2万円以上の者

別表2 補助対象経費及び補助金の交付額等

補助対象経費	県外大学生等がインターンシップ等に参加するために、県外の住所地からインターンシップ等の開催地へ移動するための往路の交通費（移動に当たり、実家や親戚宅等を経由する場合は、県外の住所地から実家や親戚宅、宿泊施設等までの交通費） 原則として、県外から県のインターンシップ等の開催地又は実家や親戚宅、宿泊施設等への移動に係る合理的と認められる経路及び交通手段を対象とする。 なお、交通費は公共交通機関を利用した場合に限る。ただし、原則としてタクシーや特別席（グリーン車や飛行機のアップグレード席等）は除く。
補助額	1回の補助につき、20,000円/人
補助限度回数	1人につき、年度内1回限りとする。
その他の支給・補助金との調整	国、県、市町村その他公的支援機関等から同主旨の補助金の交付を別途受けている場合は、補助対象外とする。

別表3 交付申請書及び申請方法

区分	交付申請書等	申請方法
電子メール、郵送または直接持ち込み	別記第1号様式	申請書に必要事項を記入の上、領収書等とともに事務局に提出